

けやきの里あやめ館ユニット型 ショートステイサービス

短期入所生活介護及び 介護予防短期入所生活介護 運営規程

社会福祉法人 皐仁会

第1条（事業の目的）

この規定は、社会福祉法人阜仁会が運営するけやきの里あやめ館ユニット型ショートステイサービス（以下、「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業（以下「サービス」）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する必要な事項を定め、事業所の管理者や従業者が、要介護状態又は要支援状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。

第2条（運営の方針）

事業所は利用者に対し、介護保険法等の主旨に沿って、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、食事、入浴、排泄等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとします。

- 2 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

第3条（事業所の名称及び所在地）

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- 一 名称 けやきの里あやめ館ユニット型ショートステイサービス
- 二 所在地 千葉県我孫子市青山 415 番

第4条（従業者の職種・員数及び職務内容）

施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- 一 管理者 1名（兼務）

従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

- 二 医師 1名（兼務）

利用者の診療・健康管理及び保健衛生指導を行います。

- 三 生活相談員 1名以上（兼務）

利用者及び家族等の生活相談、苦情への対応、関係機関との連絡調整を行います。

- 四 介護職員 4名以上

利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。

- 五 看護職員 1名以上（兼務）

利用者の保健衛生管理及び看護業務を行います。

- 六 機能訓練指導員 1名以上（兼務）

利用者の日常生活機能訓練を行います。

- 七 管理栄養士 1名（兼務）

食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行います。

- 2 前項のほか、必要に応じて職員を配置するものとします。

第5条（利用者の定員）

施設は、その利用定員を10名とする。（ユニット型個室 10名）

2 ユニット数は1ユニットで、ユニットごとの入居定員は10名とする。

3 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を越えて入所させないものとする。

第6条（居室）

事業所は、利用者の居室にベッド・床頭台・ナースコール等を備品として備えています。

第7条（医務室）

事業所は、利用者の診療・治療のために、医務室(医療法に規定する診療所)を設け、利用者を診療するために必要な医薬品及び医療器具を備えています。

第8条（浴室）

事業所は、浴室には利用者が使用し易いよう、一般浴槽の他に機械浴、特殊浴槽を設けています。

第9条（洗面所及びトイレ）

事業所は、必要に応じて各階各所に洗面所やトイレを設けています。

第10条（その他の設備）

事業所は、その他の設備として、洗濯室・汚物処理室・介護材料室・事務室・宿直室・会議室・エレベーター等を設けています。

第11条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

事業所は、サービス提供の開始に際して、運営規定の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結します。

第12条（受給資格等の確認）

事業所は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

第13条（短期入所生活介護〈介護予防含む〉計画の作成）

事業所は、概ね4日以上にわたり継続して利用することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービスの提供の開始前から終了に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、従業員と協議の上、

サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した短期入所生活介護（介護予防含む）計画を作成するものとします。

- 2 事業所は、上記の短期入所生活介護（介護予防含む）計画を作成したときは、利用者又はその家族に対し、その内容について説明し同意を得るものとします。
- 3 短期入所生活介護（介護予防含む）計画の作成にあたっては、居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとします。

第14条（サービスの内容）

短期入所生活介護（介護予防含む）の内容は、次のとおりとします。

- 一 利用の対象者は、心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭等の理由により、又は利用者家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むことに支障が有る者としてします。
- 二 利用者は、食事、入浴、排泄等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を受けることができます。
- 三 相当期間以上にわたり継続して利用する利用者については、前条第1項に規定する短期入所生活介護（予防含む）計画に基づき、利用者が日常生活を営む上で必要な支援及び機能訓練を行います。
- 四 従業者は、サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨として、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行います。
- 五 従業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供します。

第15条（食事の提供）

食事の提供は、栄養及び利用者の身体状況・嗜好等を考慮したものとし、適切な時間に行うこととします。また、利用者の自立支援に配慮し、可能な限り離床して共同生活室で行うよう努めます。

- 2 食事の時間は、概ね以下のとおりとします。

朝食	8：00～ 9：00
昼食	12：00～13：00
夕食	17：30～18：30

第16条（相談及び援助）

事業所は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行います。

第17条（機能訓練）

事業所は、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施します。

第18条（健康管理）

事業所の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な処置を講じます。

第19条（利用料及びその他の費用）

サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護におけるサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

2 事業所は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、入所者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。

3 食費及び居住費は、次の各号に掲げる費用とします。但し、負担限度額認定証を提示された方については、その記載された額とします。

一 食費

二 居住費

4 その他の費用として【重要事項説明書】に記載する、介護保険給付対象外サービスの費用についての支払いを受けることができます。

5 サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービス内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ます。

第20条（利用料の変更等）

事業所は、介護保険法関係法令の改正並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

2 事業所は、前項の利用料を変更する場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明、同意を得るものとします。

第21条（送迎の実施地域）

通常の事業の実施地域は、我孫子市・柏市・茨城県取手市とします。

2 緊急時等やむを得ない事由がある場合には、前項の限りではありません。

第22条（衛生管理）

事業所は、利用者の使用する設備及び飲料水等について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。

2 事業所は、施設内において感染症が発症又は蔓延しないように、次の措置を講じます。

- 一 感染症対策委員を定期的に開催するとともに、指針（マニュアル）を整備し、定期的な研修を行い、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- 二 感染症及び食中毒の発生が疑われる際に速やかに対応するための体制の整備、医療機関との連携、有症者等の状況及び講じた措置等の記録、必要に応じ市町村及び保健所の指示を求める等により、蔓延の防止に万全を期します。
- 三 従業者の健康管理を徹底し、従業者や来訪者等の健康状態によっては、利用者との接触を制限する等の措置を講じるとともに、利用者及び従業者に対し、うがいや手洗いを励行する等衛生教育の徹底を図ります。

第23条（個人情報の保護）

事業所及び従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはなりません。このことは、退職者についても同様とします。

2 事業所は、関係機関、医療機関等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供する場合、あらかじめ文書により同意を得ます。

第24条（緊急時の対応）

従業者は、利用者の病状に急変が生じた場合や、その他緊急の事態が発生した場合、速やかに主治医又はあらかじめ定められた医療機関及び関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告します。

第25条（事故発生時の対応）

事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとし、

- 一 事故発生防止のための指針（マニュアル）を整備します。
 - 二 事故又は事故に至る危険性がある事態が発生した場合、発生の事実及びその分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備します。
 - 三 事故発生防止のための委員会を設置し、従業者に対する研修を定期的に行います。
- 2 事業所は、事故が発生した場合には、速やかに利用者家族及び市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 3 事業所は、事故が発生した場合には、発生状況及び事故に際しての措置について記録します。
- 4 事業所は、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。

第26条（非常災害対策）

事業所は、非常災害においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、従業者及び利用者等に対し周知徹底を図るため、年3回以上の避難訓練及びその他必要な訓練等を実施します。

第27条（虐待の防止のための措置に関する事項）

事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。

（2）虐待の防止のための指針を整備するものとする。

（3）虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。

（4）前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

- 2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

第28条（地域との連携）

事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行う等、地域との交流に努めます。

第29条（勤務体制の確保等）

事業所は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定めます。

- 2 利用者に対するサービスの提供は、事業所の従業者によって行います。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。
- 3 従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。

第30条（記録の整備）

事業所は、従業者・設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとします。

第31条（苦情処理）

事業所は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情相談窓口の設置や第三者委員を設置する等必要な措置を講じます。

- 2 事業所は、提供するサービスに関し、市町村からの文書の提出、提示の求め、又は市町村

職員からの質問、照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

- 3 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関し、千葉県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに千葉県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

第32条（掲示）

事業所内の見やすい場所に、運営規定の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関、利用料、その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示します。

第33条（施設利用にあたっての留意事項）

利用者はサービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- （1） 外出、外泊の際には、必ず事務所に申請書を事前に提出する。
- （2） 事業所の敷地及ぶ建物内での喫煙・飲酒は禁止とする。
- （3） 宗教・政治活動については、施設内での活動は禁止とする。
- （4） その他管理者が定めた事項で、重要事項説明書に記載した事項。

第34条（身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続）

事業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、身体拘束マニュアル（指針）に沿って行い、その態様及び時間、入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

第35条（その他）

この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は施設と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附則

この規定は令和7年3月1日から施行します。